

●特定入所者介護（介護予防）サービス費（事前申請が必要）

市民税非課税世帯等の方は、サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費・宿泊費）について、所得に応じた負担限度額となります。

なお、軽減を受けるには事前にお住まいの区役所の介護保険担当へ申請することが必要となります。該当する方はお住まいの区役所で負担限度額認定証をお渡ししますので、ご利用の際は施設に提示してください。

2025（令和7）年8月から以下の2点について見直しが行われます。

- ・老健・医療院の多床室における基準費用額
- ・第2段階及び第3段階①の段階判定にかかる基準額を80万円から80万9千円に改定して判定します。

対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

■利用者負担段階の主な対象者と預貯金額等

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額等（夫婦の場合）（※4）
第4段階	第1段階から第3段階以外の方は対象外になります。（※1）		
第3段階②	世帯全員 （世帯分離をしている配偶者も含む）が	公的年金等収入額（非課税年金（※2）を含む）＋ その他の合計所得金額（※3）の合計が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第3段階①	市町村民税非課税	公的年金等収入額（非課税年金（※2）を含む）＋ その他の合計所得金額（※3）の合計が80万円超120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第2段階	市町村民税非課税	公的年金等収入額（非課税年金（※2）を含む）＋ その他の合計所得金額（※3）の合計が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第1段階	● 世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者 ● 生活保護受給者		1,000万円（2,000万円）以下

※1：同じ世帯に市町村民税課税者がいる方でも、一定の要件を満たしていた場合は、特例的に第3段階②の負担軽減を受けることが出来ますので、詳しくはお住まいの区役所窓口にお問い合わせください。

※2：非課税年金とは、遺族年金・障害年金のことです。

※3：合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額です。

※4：第2号被保険者の預貯金額等については、利用者負担段階にかかわらず単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下となります。

■利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）

利用者 負担段階	2025（令和7）年8月からの負担限度額（日額）								
	食費		居住費						
	施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型		従来型個室		多床室		
			個室	個室的多床室	特養 特養ショート	左記以外	特養 特養ショート	老健・医療院 （室料を徴収する場合）	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）
基準費用額	1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円
第4段階	第1段階から第3段階以外の方（施設との契約額を支払うこととなります。）								
第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円

表中の基準費用額から負担限度額を差し引いた分が、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として、大阪市から施設へ支払われます。